

第3章 趣旨 — 「環境公共」の概念の導入 —

1 趣旨

- 21世紀は環境の時代であり、「攻めの農林水産業」を推進する観点からも、これまで以上に健全な水循環システムの再生・保全に取り組んでいくことが重要です。
- 一方、地方主権という時代の転換期にあつて、持続可能で自主自立の青森県づくりを進めていくためには、本県が有する風土・技術・人財など地域の持つあらゆる力を活用していくことが求められています。
- こうした中で、農林水産業を支える公共事業は、戦後の経済成長の過程で形成された経済性・効率性を重視した行政主導型から、人口減少・少子高齢化時代に対応した地域との協働型へと転換を図り、山・川・海における環境保全に向けた諸課題に取り組んでいくことが必要です。
- このため、本県では、環境を「公共財」と位置付け、農林水産業と農山漁村の基盤づくりのための「投資」を行うことによって、環境を保全する「環境公共」という新たな公共投資の仕組みを提唱します。
- 水資源に恵まれ、そして食料生産県である本県が、水循環システムと食料生産システムを整えることによって、我が国の食料の安定供給と世界の環境保全に貢献し、持続可能な青森県づくりを進めることが可能となります。
- 今、まさに「環境公共」に取り組むことが必要です。

解説

21世紀は、環境と食料の時代といっても過言ではありません。また、青森県においては、生活創造推進プランに基づき、自主自立による青森県づくりを進めていくことが求められています。

本来、農林水産業そのものが自然に何かしらの働きかけを行う行為である以上、環境を保全するためには、ただ放置するのではなく、農林水産業という営みを通して、山から川、海へとつながる水循環を維持しながら、環境と共存、共栄していく必要があります。

では、そのような微妙なバランス感覚を求められる仕組みをどのように作っていくのか。この課題に対し、青森県では環境を「公共財」として位置付け、農林水産業や農山漁村の基盤づくりのための「投資」を行うことによって、環境を保全できないかとの考えに至り、それを「環境公共」と考えています。

「これまでの経済性・効率性を重視した農林水産業の基盤づくりを見つめ直し、地域の環境を守りながら推進すること」、さらに「農山漁村の将来を考え、そのために必要な条件整備をいかに進めるべきか」といった課題を、地域の多様な主体が参加し、皆で考え、自ら取り組むこと」などが求められています。

今、まさに環境公共に取り組むことが必要です。

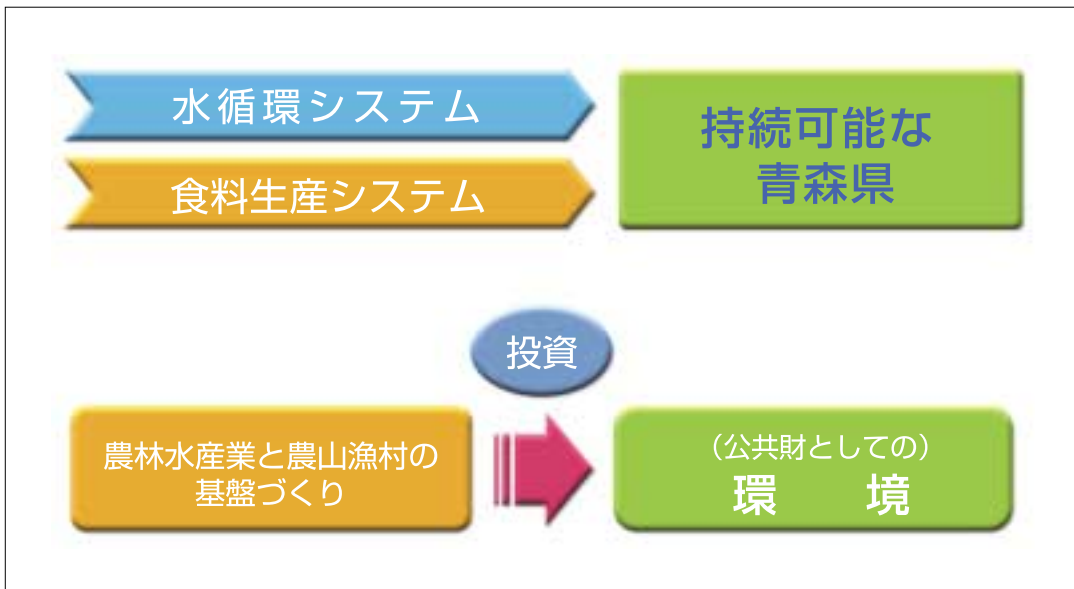


図3-1 青森県の将来像



2 定義

- 農山漁村では、自立した農林水産業が営まれ、地域コミュニティが存続することによって、豊かな自然や美しい景観、伝統的な風習・文化などかけがえのない地域資源を将来に引き継いでいくことが可能となります。
- このため、本県では、“農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる”との観点から、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付けます。

解説

農山漁村で見られる豊かな自然や美しい景観、伝統的な風習・文化などの地域資源は、そこで農林水産業が営まれ、地域コミュニティが存在して、初めて成り立つものです。

言い換えると、農林水産業を守ることは、地域の環境を守り、かけがえのない地域資源を将来に引き継ぐことを可能とします。

青森県では、このような観点から、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業（森林整備事業、治山事業、農業農村整備事業、畜産施設等整備事業、漁港漁場整備事業等）を「環境公共」と位置付けます。

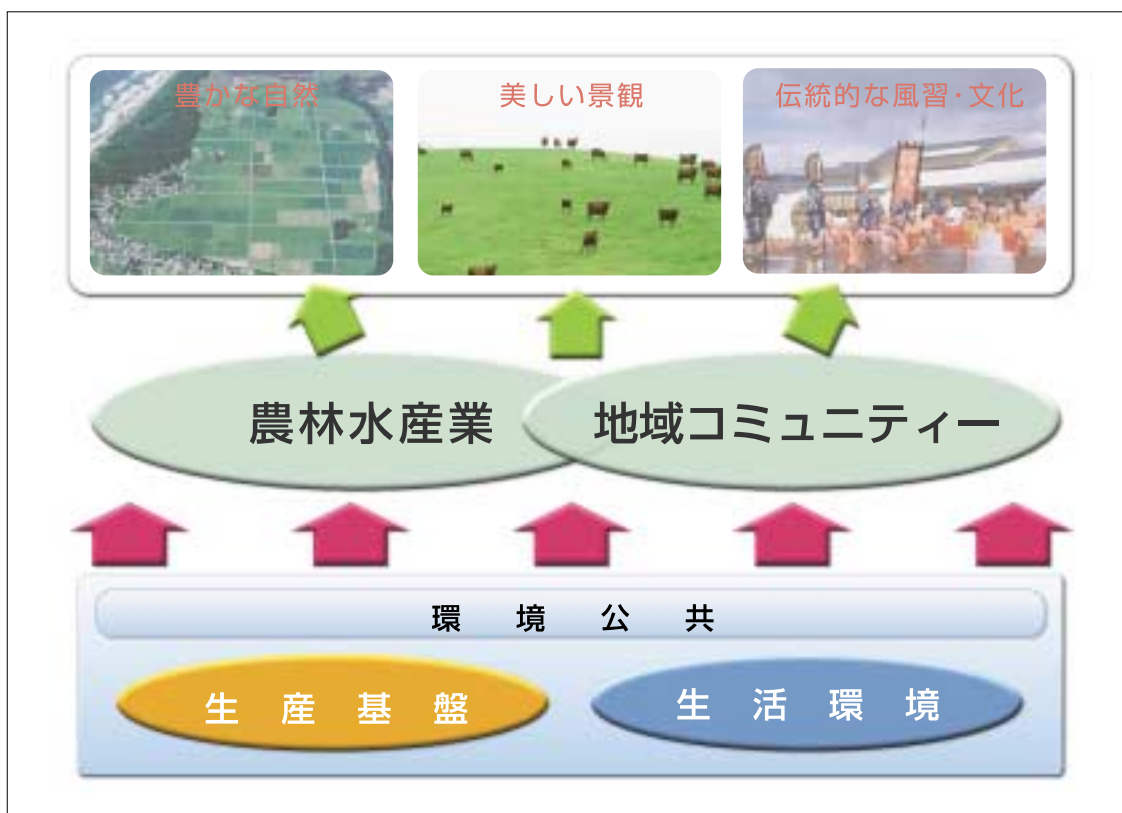


図3-2 環境公共の概念

3 範囲

- 環境公共とは、農林水産業の生産基盤と農山漁村を支える生活環境を整備する公共事業及びそれに関連する取組であり、環境保全に貢献する一連の活動です。
- 環境公共が対象とする公共事業のプロセスは、「構想」、「計画」、「実施・工事」、「保全・修理」、「利用・活用」とします。
- また、対象とする取組は、公共事業及びそれに直接的に関連する「合意形成」や「環境に係る調査」、「検証（モニタリング等）」などとなります。

解説

一般の方が連想される公共事業とは、用地買収などの「実施」や施設を新設または更新する「工事」であると考えられますが、公共事業とは、事業の「計画」を作り、施設を「設計」し、「工事」を行って施設を造成するというプロセスもその事業内容に含まれています。公共性の高い施設では、その「保全」や「修理」、「操作」といったものも公共事業のプロセスに含まれます。つまり、公共事業は図の茶色の線で囲まれた「計画」、「設計」、「工事」、「保全」、「修理」及び「操作」という一連のプロセスとみることができます。

真に地域の人々が望み、また、できあがった施設を人々が自らのものとして次世代にも引き継いでいくためには、一般的に公共事業と呼ばれるプロセスの前段階、即ち「構想」の段階から、できあがった施設の「利用・活用」に至るまでのプロセスを一連のものとして考え、取り組む必要があります。

したがって、環境公共の範囲は、公共事業のプロセスから見ると、「構想」の段階から「利用・活用」に至る範囲、即ち緑色の線で囲まれた部分です。

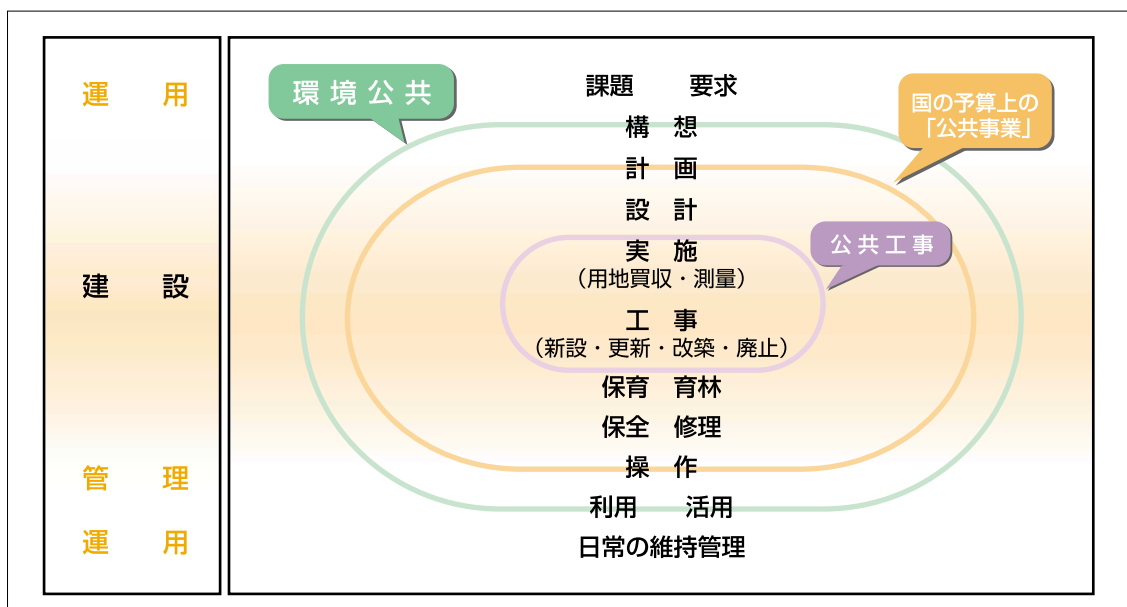


図3-3 環境公共の範囲 - 公共事業のプロセス -

環境公共が対象とする公共事業は、図のブルーの帯の中に白字で書かれている「森林整備事業」や「農業農村整備事業」などがそれに当たります。一方、これらの公共事業に関連する取組とは、ブルーの帯の中に黒字で書かれた「ワークショップ」、「生態系調査」、「生き物学習会」などです。これらは、公共事業のプロセスから見た環境公共の範囲とする「構想」から「実施」、「利用・活用」に至る一連のプロセスの中で、公共事業と直接密接に関連する合意形成や環境に係る検証（モニタリング等）などにおける具体的な取組です。即ち、図のブルーの帯の中にある公共事業及びそれに関連する取組を環境公共の範囲とします。

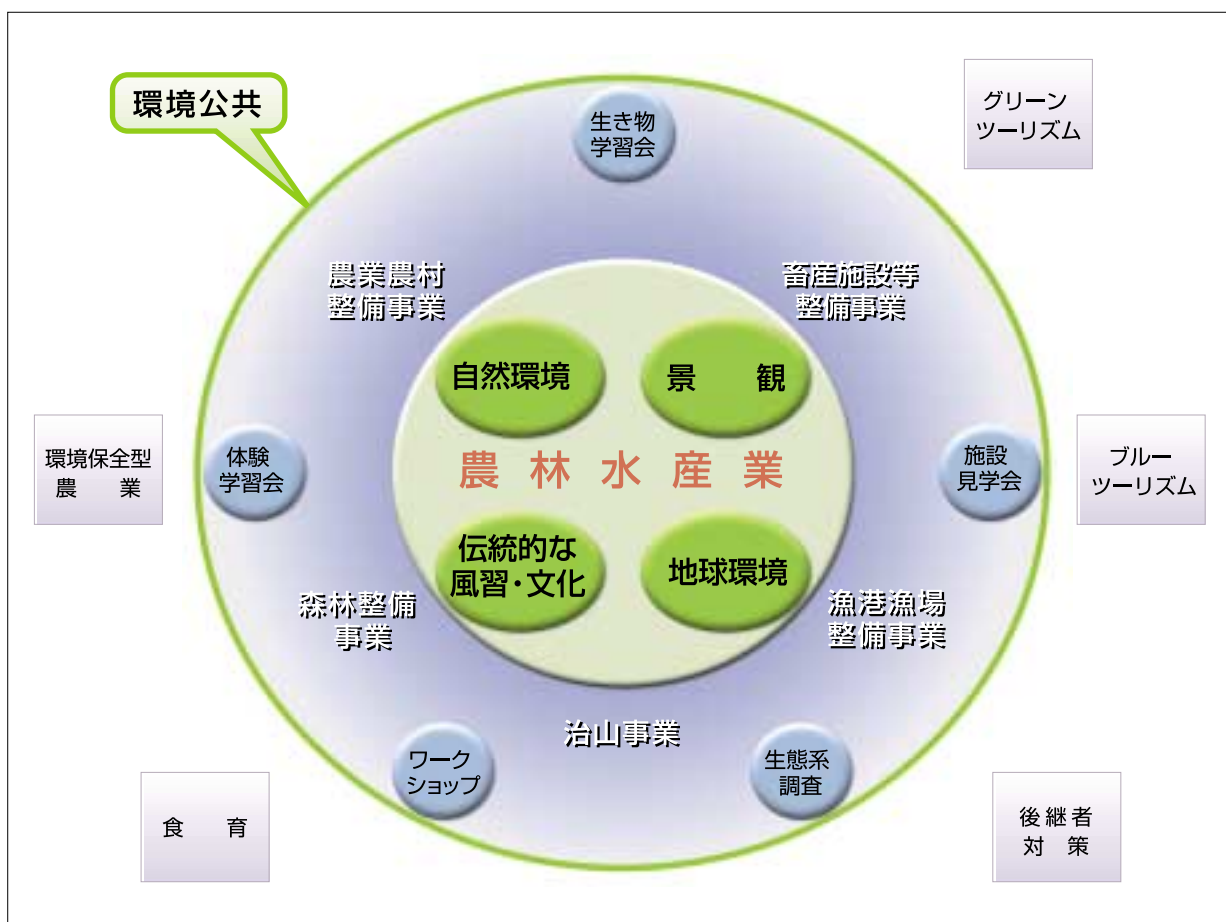


図3-4 環境公共の範囲 —公共事業及び関連する取組—